

藤田医科大学医学部学生心得規程細則

令和6年規程第27号

施行 令和6年11月1日

(目的)

第1条 この細則は、藤田医科大学医学部に在籍する学生が、藤田医科大学医学部学生心得規程（昭和47年規程第4号。以下、心得規程という）第22条第1項第2号に基づく診断書の提出するにあたり、提出すべき診断書の要件、手続き及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(診断書の要件)

第2条 学生は、病気による欠席であって、心得規程第22条第1項第2号に掲げる診断書により欠席届を提出する場合は、当該欠席日の当日に医療機関を受診し、その事実が証明できる診断書を添付しなければならない。なお、当該欠席日より前に医療機関を受診して発行された診断書により、当該欠席日が療養期間に含まれる事実を証明できる場合は、当該診断書の提出により、欠席届を提出することができる。

2. 前項の場合において、学生は、やむを得ない事由により当日の医療機関の受診ができなかったときは、当日の授業開始前までに大学事務局学務部医学部学務課（以下、医学部学務課という）に対し直接連絡を行った上で、当該欠席日の翌々日までに医療機関を受診した事実を証明できる診断書を提出することにより、欠席届を提出することができる。

3. 学生は、第1項及び前項に定める診断書に受診日が明記されていない場合は、診断書に次の各号に掲げるいずれかの疎明資料を添えて提出しなければならない。

- (1) 診療報酬明細書
- (2) 領収書
- (3) その他学務課が指定する書類

(許可)

第3条 医学部長は、前条の提出があった場合において、状況、病状等の事情を鑑みて、やむを得ない事由による蓋然性が高いと認めるときは、欠席届の受理を許可することができる。

(事務)

第4条 この細則に関する事務は、医学部学務課が行う。

(雑則)

第5条 この細則に定める事項のほか、診断書の提出に関し必要な事項は、医学部長が定める。

(改正)

第6条 この細則の改正は、学長の決定による。

附則

この細則は、令和6年11月1日から施行する。